

Q & A

Q：開催時間は2時間以上でなければ対象となりませんか？

A：介護予防事業の一環として、地域住民が集い、ゆっくりと交流を深め、気軽に訪れることができる場としたいため、2時間以上の活動から助成対象としております。

Q：将棋教室のような趣味だけをする場でも助成対象となりますか？

A：誰でも自由に参加できる地域のふれあいの場を支援するものであるため、将棋教室のように特定の活動のみ行う場合には、助成の対象外となります。

Q：65歳以上の高齢者は、毎回参加しなければなりませんか？

A：介護予防の一環で行う事業であり、高齢者の方を含めた地域の交流の場を支援する事業であるため、毎回65歳以上の高齢者の方を1名以上参加されるメンバーとしていただき、事情の分からぬ欠席者には、電話などで安否確認や見守りを行っていただくものとしています。

Q：サロンを運営してくれる人を地域で5人以上集めましたが、規約などがありません。どうしたらよいですか？

A：基本的な規約のひな型を地域包括支援センターに用意しておりますので、ご相談ください。

Q：活動日誌や申請について、教えてもらえますか？

A：地域包括支援センターで書類等の相談や受付を行っておりますので、いつでもご相談にいらしてください。

Q：お昼をはさんでサロンを開設予定としていますが、弁当は助成対象になりますか？

A：サロンにおいて会食（食事）に係る経費は、個人負担とし、助成対象としておりません。ただし、会食実施による加算額として、1回あたり千円を支援することとしております。